

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	千葉県厚生農業協同組合連合会 代表理事会長 松元 善一 千葉県千葉市中央区新千葉3丁目2番6号
工事等の名称	松戸市国民健康保険特定保健指導業務委託
工事等の場所	松戸市が指定するところ
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	別紙「委託単価」のとおり
工事等の概要	松戸市特定健康診査を受診した年度内40歳から74歳の国民健康保険被保険者で、かつ特定健康診査の結果が積極的支援または 動機付け支援と判定された者への特定保健指導の実施に関する業務委託。
随意契約の理由	高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健康診査・特定保健指導は保険者の義務とされています。これらの保健事業を効果的に実施するには、被保険者の利便性を考慮して受診・利用の機会を増やすことが必要です。 上記選定業者は、県内の農業協同組合（JA）が会員となり設立された組織で、健康管理事業を活動の中心としています。JA各支店を巡回して組合員への各種健診及び保健指導業務を一体的に行うことで、受診者の利便性を図り、併せて結果判定、精度管理において統一した基準を確保しています。 また、過去に松戸市が締結した特定保健指導業務委託契約においても、誠実かつ確実に業務を履行しております。 以上のことから、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴取の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、千葉県厚生農業

協同組合連合会を選定するものです。

委託単価（消費税及び地方消費税の額を含まない）

（１） 動機付け支援

初回支援	1名につき8,600円
実績評価	1名につき1,400円

（２） 積極的支援

初回支援	1名につき8,600円
継続支援（面接）	1名につき8,000円
継続支援（電話）	1名につき7,000円
実績評価	1名につき5,000円

（消費税及び地方消費税の額を除く）